

## 令和5年第6回青森市教育委員会定例会 会議録

### 1 開会日時

令和5年6月16日（金）午後2時30分

### 2 閉会日時

令和5年6月16日（金）午後3時2分

### 3 会議開催の場所

中央市民センター 3階 大会議室

### 4 出席者

- (1) 教 育 長 工 藤 裕 司
- (2) 教育長職務代理者 池 田 享 誉
- (3) 委 員 天 内 博 康
- (4) 委 員 齋 藤 美 鈴

### 5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 小 野 正 貴
- (2) 教 育 次 長 武 井 秀 雄
- (3) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (4) 学 務 課 長 角 田 毅
- (5) 指 導 課 長 後 藤 孝 範

### 6 会議に付議された案件

- (1) 議案（議案第22号及び議案第23号は非公開）
  - 議案第22号 令和5年度一般会計補正予算案について （教育委員会事務局総務課）
  - 議案第23号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について （学務課）
- (2) 報告
  - ①寄附採納について （教育委員会事務局総務課）
  - ②専決処分の報告について （指導課）
- (3) その他（追加案件）
  - 青森市立小学校男性教員の逮捕事案について （学務課）

### 7 会議録署名委員

- (1) 池 田 享 誉
- (2) 天 内 博 康

### 8 会議の概要

午後2時30分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第22号「令和5年度一般会計補正予算案について」は、令和5年第2回青森市議会定例会に提出する案件、また、議案第23号「県費負担教職員の懲戒処分の内

申について」は、人事に関する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開の案件とし、報告事項及びそのほかを終了した後、に審議することとした。

次に、2 件の事案を報告した後、「青森市立小学校男性教員の逮捕事案について」を追加案件として報告した。

最後に、非公開の会議とした議案第 22 号及び議案第 23 号について審議し、両案件については、いずれも全員異議なく原案のとおり決定し、午後 3 時 2 分に閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○工藤教育長

それでは議事に入ります。

本日の議案であります議案第 22 号「令和 5 年度 一般会計補正予算案について」は、来る令和 5 年第 2 回青森市議会定例会に提出する案件、また、議案第 23 号「県費負担教職員の懲戒処分の内申について」は、人事に関する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項のただし書きの規定に基づき、非公開の会議としたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

#### ○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第 22 号及び議案第 23 号については非公開の会議とし、報告事項及びそのほかを終了した後、に審議することといたします。

### (2) 報告

#### ○工藤教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告案件は 2 件となっておりますが、昨日、警察から発表がありました「青森市立小学校男性教員の逮捕事案」につきましては、委員の皆様には既にお伝えしたところでございますが、本日、改めて次第 (3) その他において報告いたしますので、あらかじめお知らせいたします。

それでは、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

#### ○総務課長

令和 5 年 5 月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧 (令和 5 年 5 月 1 日～5 月 31 日)」を御覧ください。

はじめに、小学校における寄附採納といたしまして、No.1 の「株式会社 みちのく銀行」様から橋本小学校に対し、「モバイルスクリーン、クロームキャスト、SD メモリーカード」など、5 校に対し 7 件の寄贈申出があり、受領いたしました。

続きまして、全小中学校における寄附採納といたしまして、No.1 の「青森放送 株式会社」様から「書籍 『青森県地名辞典』」の寄贈申出があり、受領いたしました。

また、令和 5 年 4 月 1 日寄附採納追加分といたしまして、全小学校に対し、「たすけっこの会」様から「防犯笛『たすけっこ』」の寄贈申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

次に、報告2「専決処分の報告について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

専決処分について御報告申し上げます。

油川中学校野球部のボールによって近隣住宅の天井が損傷した事故につきましては、去る4月20日に開催されました第4回教育委員会定例会において御報告申し上げたところですが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要につきまして御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和5年2月7日、油川中学校野球部のボールが近隣住宅の屋根にある排水口を塞ぎ、雨漏りによって天井の一部を損傷させたものであります。

この事故について、双方協議の結果、資料下の四角枠に記載のとおり、市は相手方に天井修理費として34万1,880円を支払うことで合意し、令和5年5月26日に相手方との示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和5年第2回市議会定例会に報告案件として提出することとしております。

なお、相手方に支払う修理費等については、市が加入している「全国市長会学校災害賠償補償保険」で対応することとしております。

報告は以上です。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○工藤教育長

それでは、その他に入りたいと思います。その他につきましては、先ほど申し上げましたけれども「青森市立小学校男性教員の逮捕事案について」の報告案件となります。

一昨日、青森市立小学校に勤務する教員が、建造物侵入及び強制わいせつの疑いにより逮捕されました。本事案が事実であるとするれば、教職にある者が児童の心身に大きな影響を及ぼす被害を与えたことになり、極めて遺憾であり、被害に遭われました女子児童並びに御家族の皆様に深くお詫び申し上げなければならないものと考えております。今後は県と連携し事実確認の上、厳正に対処してまいりたいと考えております。また、同日、臨時校長会を開催し、また昨日になりますが、各校に通知を発出し、教職員の非違行為根絶について改めて全教職員に対し、綱紀の遵守を徹底させるよう校長に指示したところであります。それではその内容について、教育部長から説明があります。

○教育部長

青森市立小学校男性教員の逮捕事案について御報告申し上げます。附属資料の1の報告概要を御覧ください。

令和5年6月14日(水)午前10時1分、本市の教員が建造物侵入及び強制わいせつの疑いにより逮捕され、警察の発表は、次のとおりとなっております。

被疑者は、青森市大字大野字山下の教員、花田崇（はなだたかし）、37歳の男性。被害者は、青森県内居住の女子児童。発生日時は、令和5年5月下旬頃。発現場所は、青森市内のA小学校女子トイレ内となっております。

事案の概要ですが、被疑者は、発生日時場所において、A小学校の女子トイレ内へ侵入し、被害者の身体を触るわいせつな行為をしたものとなっております。

この事案は、女子児童被害の性犯罪であり、被害者の心情に配慮する必要があること、また、警察が捜査中であることから、これ以上の情報提供については、差し控えたいと思いますので、御了承いただきたいと存じます。

本事案が事実とすれば、教職にある者が、児童の心身に大きな影響を及ぼす被害を与えることとなりますことから、極めて遺憾であり、被害にあわれました女子児童並びにご家族の皆様にも深くお詫び申し上げます。また、被害にあわれました女子児童並びにご家族の皆様にも深くお詫び申し上げます。

次に、附属資料の2の教育委員会の対応を御覧ください。

本事案を受け、教育委員会では、同日の6月14日、教育長コメントを発表いたしますとともに、臨時の小・中校長会議をオンラインで開催し、1つに、教職員等による児童生徒性暴力等は教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により全て法律違反となること。2つに、県教育委員会では、児童生徒へのわいせつ行為をした職員に対し、懲戒処分に係る標準的な処分例として、免職が示されていること。3つに、公務員は、一般の市民以上に厳しく高度な行為規範が求められており、児童生徒の教育に携わる教育公務員は、さらに、高い倫理観が要求されていることなどについて改めて確認したところでございます。また、4つに、再発防止に向けて、校長先生方自身が、いつ・だれが・何をすれば不祥事が防げるのか、自らを振り返るとともに、教職員に対して速やかに指導し、具体的かつ効果的な対策を講じることなど、非違行為根絶に向けて、改めて全教職員に対し法規の遵守を徹底させるよう、校長に対し教育長訓示をしたところでございます。

さらには、昨日、6月15日付けで教職員の服務規律の厳正な確保についての通知を发出し、1つに、改めて再発防止に向け、全ての教職員に対し服務規律の厳正な確保について指導監督を徹底すること。2つに、「教職員の非違行為根絶のための研修用資料一子どもたちから信頼される教職員であるために」及び、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」の資料を活用し、教職員一人一人の自覚を促す指導に努めること。3つに、校長面談等において、非違行為根絶に向けた各校の取組状況を確認することについて周知いたしますとともに、指導監督を徹底するようお願いしたところであります。

次に3の今後の対応でございますが、青森県教育委員会と連携し事実確認の上、厳正に対処してまいる所存であります。

報告は以上でございます。

#### ○工藤教育長

概要について御説明いたしました。委員の皆様から何か御意見・御質問等がございますか。はい、天内委員。

#### ○天内委員

この教員の処分については、どのように進められるのでしょうか。

#### ○学務課長

県費負担教職員の懲戒処分につきましては、都道府県の条例で定めることとされており、青森県では青森県条例第40号「県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例」に基づいて、市は県から内申を求められ、その上で青森県教育委員会が処分を決めることとなります。

○工藤教育長

それでは池田委員お願いします。

○池田委員

その当該小学校において、保護者等への説明はどのようにする予定でしょうか。

○学務課長

当該校におきまして、全体では説明はしておりませんがPTA会長等の学校関係者に対しては、校長が既に説明しております。また、当該校における説明等につきましては、現在、警察が捜査中であること、また、学校教育活動への影響と児童の心情に配慮し、慎重に判断しなければならないものと考えております。

○池田委員

様々な配慮が必要だと思われまますので、慎重に進めていただければと思います。

○工藤教育長

齋藤委員お願いします。

○齋藤委員

資料2(3)の教職員の服務規律の厳正な確保についてのところに、これから校長面談等において各校の取組状況を確認するとございましたけれども、青森市内全ての小・中学校の校長先生を対象に行われるのかということと、どのように具体的に進めていかれるのか、また、一人一人の自覚を促す指導とありますけれども、具体的にどういった指導ということになるのか、お願いしたいと思います。

○工藤教育長

はい。今の御質問については、指示を出しました私から説明させていただきます。

まず、全ての学校を対象にするのかという御質問でしたが、全ての学校を対象として実施したいと考えております。それからどのようにやるのかの御質問については、先ほど教育部長から説明がありましたけれども、訓示、臨時校長会議あるいは昨日の通知を受けて、各校長が校内においてどのように教職員に対して指導をしたのか。それから今後どのようにして指導をしていくのかということ。継続的にやっていくことになるかと思っておりますので、その計画を提出していただき、その計画に基づいて面談をして、効果的な対策が講じられるように指導・助言していきたいと考えております。

もう一つ、教職員一人一人の自覚を促す指導でございますけれども、やはり教職員が自らの教育活動を振り返ってみるという機会がやはり必要だと私は思っています。単に資料を渡すだけではなくて、自分の教育活動を振り返って見られるよう事例を紹介する。そしてチェックシートなどを使う。それによって、それぞれの先生が自分の行動を考え、誤解を受ける指導がないかどうかを振り返る。このようにしてほしいと思っております。

○齋藤委員

ありがとうございました。

○工藤教育長

それから、本日、欠席となっております大嶋委員からは、「被害者のケアを最優先に考えてほしい。再発防止の仕組みの構築をしっかりとってほしい。」という御意見をいただいております。

○工藤教育長

ほかに、委員の皆様からありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

その他、事務局から何かありませんか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○工藤教育長

それではないようですので、先ほど非公開の会議といたしました、議案第 22 号及び議案第 23 号の審議に入りたいと思います。

傍聴人及び記者の方がいらっしゃいましたら、退室をお願いいたします。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 22 号 「令和 5 年度一般会計補正予算案について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 23 号 「県費負担教職員の懲戒処分の内申について」)

—— 原案のとおり決定 ——

○工藤教育長

これにて、本日予定していた議案の審議等は全て終了しました。

以上をもちまして、令和 5 年第 6 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和5年6月16日開催の令和5年第6回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和5年7月20日

書記 山田 顕 世

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和5年7月20日

署名委員 池田 享 誉

署名委員 天 内 博 康